土地改良区利水調整規程例

　　　何土地改良区利水調整規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

　　（適用範囲）

第２条　この規程については、土地改良事業計画（○○地区）の用水受益地について適用するものとする。

（原則）

第３条　この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第４条　耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第５条　理事会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

２　理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を１名選任する。

第２章　配水計画

　（配水計画）

第６条　理事会は、この規程に基づき、毎年度、○月末日までに配水計画を定めるものとする。

２　前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　○○頭首工における最大取水量及び取水期間

二　配水ブロックへの配水量及び配水期間

三　その他必要な事項

【備考】

　　　配水量や配水期間を定めない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を「配水ブロックへの配水方法」等に改めること。

（意見聴取）

第７条　理事会は、配水計画の作成に当たり、○月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

２　配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

（協議）

　第８条　理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

　２　理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合に

は、本条を削除すること。

　　（周知）

第９条　理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第６条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第３章　用水期間中の対応

　（渇水時等の対応）

第10条　渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

　（問合せ先）

第11条　農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

２　配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附　則（○年○月○日議決）

この規程は、○年○月○日から施行する。